

文教大学学生海外留学規程

(目的)

第1条 この規程は、文教大学学則（以下「学則」という。）第35条第2項に基づいて、文教大学（以下「本学」という。）との協定校又は本学の認定校への学生の海外留学（以下「留学」という。）の手続き及び留学する学生（以下「留学者」という。）の学費の取扱い等について定めることを目的とする。

(留学の定義)

第2条 この規程における留学とは、本学の教育課程を1 Semester以上離れ、その期間、海外の大学において行う学修で、学長が許可したものをいう。

(留学の種類)

第3条 本学における留学の種類は、次のとおりとする。

(1) 派遣留学 海外の大学又はこれに相当する教育機関（以下「海外大学等」という。）との間で締結した大学間一般協定及びそれに基づき締結された学生交換又は学生派遣協定（覚書を含む。）により大学が派遣する留学。

(2) 認定留学 学部が当該学部生の留学先として適当と認定した海外大学等への留学。

(留学の期間)

第4条 留学の期間は、原則として出国の日から修学終了後帰国した日までとし、1年以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、願い出て更に1年を延長できることとする。

2 留学期間は、学則49条にかかわらず、留学先の学事日程に基づくものとする。

3 留学の期間は、在学年数に算入される。そのうち1年までは、修業年限に算入することができる。

(派遣留学の手続)

第5条 派遣留学に出願する学生は、所定の期限までに指定された出願書類を学長あてに提出しなければならない。

2 派遣留学予定者の選考は、出願した学生の中から国際交流センターが行う。

3 派遣留学予定者は、国際交流センターの選考結果に基づき予定者の所属学部教授会において決定する。

4 派遣留学予定者は、出国予定の3か月前までに学長に留学許可願を提出する。

5 派遣留学予定者は、学長の許可を得た後、留学することができる。

(認定留学の手続)

第6条 認定留学を希望する学生は、所定の期限までに指定された出願書類を学部長あてに提出しなければならない。

2 認定留学予定者の選考及び決定は、希望した学生の中から留学予定者の所属学部が行う。

3 認定留学予定者は、出国予定の3か月前までに学長に留学許可願を提出する。

4 学長は、留学許可願に基づき留学予定者の認定留学を許可する。

(出願の窓口等)

第7条 留学の出願に関わる事務取扱い窓口は、大学事務局国際交流部とする。

2 留学期間を延長する場合は、前4条の規定を準用する。

(留学中の学納金)

第8条 留学期間中の学納金については、次による。

(1) 派遣留学期間中の学納金は、本学の授業料及び教育充実費を納入し、留学先の授業料を免除する。ただし、派遣留学先の授業料が本学に納入すべき学納金を超えることが留学前に分かっている場合は、本学の授業料を免除し、派遣留学先の授業料を納入するものとする。

(2) 認定留学期間中の学納金は、本学及び留学先大学とも留学者の自己負担とする。

2 前項の学納金以外に留学先に支払う費用は、留学者の自己負担とする。

3 第1項の学納金のうち本学の教育充実費については、留学期間が当該年度の1学期間の場合は3分の1を、当該年度1年間の場合は3分の2を免除するものとする。

(留学届)

第9条 留学者は、留学先に到着後速やかに、居所、電話番号の連絡先を大学に届け出なければならない。この場合において、届け出事項に変更があった場合にも同様とする。

(留学の取消し)

第10条 学長は、留学者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、帰国を命ずることができる。

(1) 留学先での修学状況が著しく悪いと認められるとき。

(2) 学長に提出した留学許可願と留学の実態が異なっているとき。

(3) 留学募集要項に規定された義務等を怠ったとき。

(4) その他留学先において本学学生としての本分に反する行為があったとき。

(帰国命令)

第11条 学長は、前条に定めるほか、派遣先の環境等が悪化し、留学継続が困難と認められる場合、帰国を命ずることができる。

2 帰国を命ぜられた留学者は、速やかに帰国しなければならない。

(単位の認定)

第12条 留学先で修得した授業科目の単位は、学則第20条の2の第2項に定める単位を限度して、本学で修得した単位として認定することができる。その取扱いは学部ごとに別に定める。

(帰国届)

第13条 留学を終了した学生は、次に掲げる書類を速やかに提出して、帰国の届けを出なければならない。

(1) 留学終了届

(2) 留学先の発行した成績証明書

(3) 留学先で修得した単位の認定願

(4) その他留学募集要項に定める提出書類

(その他)

第14条 各学部教授会は、この規程の施行に関する細則を定めることができる。

第15条 この規程の改廃は、大学審議会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成2年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年2月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2. 海外留学規程運用内規は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。